第１０回芳賀町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年９月２４日（木）　午後４時００分

２．開催場所　　芳賀町役場　３階　中会議室

３．出席委員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
１番	阿久津　信市	佐藤　一典	荒井　昭雄
２番	手塚　孝夫	岩﨑　進	阿久津　正好
３番	黒﨑　浩	豊田　宰子	
４番	直井　雅弘	直井　純一	
５番	阿久津 美奈子	人見　幸恵	
６番	黒﨑　陽子	酒井　紀之	
７番	小林　峰子	黒﨑　文雄	
８番	石下　真吾	若狭　康伴	
９番	岩村　隆	鈴木　省一	
１０番	綱川　祥史	菊地　方敏	
１１番	酒井　和夫	岡田　毅	

４．欠席農業委員　　０人

５．出席農業委員会事務局職員

事務局長	森山　陽市
事務局長補佐兼係長	中澤　美智子
主任主査	大岡　久美子
主事	坂本　汐里
公社係長	水沼　和子

６．議事日程

議案第４７号　非農地証明願に対する証明の可否について

議案第４８号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第４９号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について

報告第１２号　農地法第１８条の解約通知について

令和８年第１０回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和８年第１０回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は１１人であります。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、５番 阿久津 美奈子委員、６番 黒﨑 陽子委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	（異議なしの声あり）
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第４７号	
議長	それではただ今から、議案第４７号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４７号「非農地証明願に対する証明の可否について」 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。 【議案第４７号　非農地証明願　９番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ９番について、西水沼地区 岡田 毅推進委員お願いします。
西水沼・北長島地区 推進委員	はい、西水沼・北長島地区 岡田です。議案第４７号、９番についてご説明します。付属資料の１ページから５ページをご覧ください。 先日、綱川委員、事務局２名と４人で現地確認してまいりました。本案件は昭和４９年の都市計画区域の線引き前から少なくとも５２年以上、宅地への進入路として利用しているということです。進入路は舗装もされておりまして、申請者本人曰く、自分が生まれる前から利用していたとのことです。致し方ないと思われますが、皆さまの慎重なる審議よろしくお願いいたします。
議長	１０番 綱川 祥史委員、他に意見があればお願いします。
１０番委員	はい、１０番、西水沼地区担当、綱川です。岡田推進委員さんと事務局の説明のとおり、２０年以上前から進入経路として利用しているということで、致し方ない案件かと思われますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４７号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４７号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第４８号	
議長	続きまして、議案第４８号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。

	ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、３番 黒﨑 浩委員が退席となります。 （黒﨑 浩委員 退席）
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４８号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 次の３ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和８年１０月２３日、利用権設定等の面積８８６，９３９．３６平方メートル、令和８年中の累計１，９７２，９６２．６０平方メートル。今月の案件は、４ページから１６ページに記載の合計９０件となります。お目通しをお願いします。
議長	以上で事務局の説明を終わります。 それではただ今から約３分間、審査をお願いします。 （審査中）
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	（意見なし）
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
４番委員	はい。４番の直井です。１３ページの整理番号２１４番について、畑として利用するということですが、賃借料は物納になっているんですけども、畑の物納というのもあるわけですか。
事務局	はい、事務局より回答させていただきます。 一般的には畑の場合ですと、物納というのは基本的にはないかとは思うんですが、こちらは契約にあたりまして、栃木県農業振興公社にも確認をいたしました。栃木県農業振興公社からは、契約者の希望により畑の場合でも物納という形もとれるということを確認を取った上で契約を進めております。また、こちらの畑は■のご自宅に隣接する畑でございまして、以前から育苗ハウスとして使っていた土地になるということです。
４番委員	ありがとうございました。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４８号について、原案に対し意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４８号は意見なしと決定しました。 黒﨑 浩委員の入場をお願いいたします。 （黒﨑 浩委員 着席）
○議案第４９号	
議長	続きまして、議案第４９号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	議案第４９号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」 次のとおり農用地等の売渡し及び買受けの申出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて審議するものとする。 案件につきましては次の１８ページをご覧ください。以上です。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	（意見なし）
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４９号について、原案のとおり要請することに賛成の委員は、起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４９号は原案のとおり要請することに決定いたしました。
○報告第１２号	
議長	続きまして、報告第１２号「農地法第１８条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第１２号「農地法第１８条の解約通知について」 次のとおり農地法第１８条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細につきましては、１９ページから２４ページまでに記載の合計２０件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和８年第１０回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 （閉会午後４時３０分）